

議案第15号

日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月6日提出

日野町長 景山享弘

## 日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和47年日野町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 町営土地改良事業に要する経費について土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第96条の<u>4第1項</u>において準用する法第36条の規定により当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収する場合には、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 町営土地改良事業に要する経費について土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第96条の4において準用する法第36条の規定により当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収する場合には、この条例の定めるところによる。</p>
<p>(急施の場合の特例)</p> <p>第5条 法第96条の<u>4第1項</u>において準用する法第88条の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。</p>	<p>(急施の場合の特例)</p> <p>第5条 法第96条の4において準用する法第<u>49条</u>の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。</p>

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。